

北上市市民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、本市が市民課窓口業務を、専門的なノウハウを有する民間事業者に委託することにより、定型業務の省力化による人員配置の最適化を図りながら、市民サービス向上と業務効率化を実現することを目的とし、同業務の優先交渉権者（受託候補者）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 委託する業務内容

(1) 業務の名称

北上市市民課窓口業務委託

(2) 業務内容

別紙業務委託提案仕様書のとおり

(3) 事業期間

令和6年4月1日から令和9年9月30日まで

ただし、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの期間については、業務準備期間とする。

(4) 業務に係る提案上限額

金114,444千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、各年度にかかる支払い額の限度額（消費税及び地方消費税の額を含む）は次のとおりとする。

| | |
|--------|-----------------|
| 令和6年度分 | 19,074千円（6か月分） |
| 令和7年度分 | 38,148千円（12か月分） |
| 令和8年度分 | 38,148千円（12か月分） |
| 令和9年度分 | 19,074千円（6か月分） |

第3 応募要件

北上市市民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和5年・6年度北上市競争入札等参加資格者台帳に登録されていること、又は次に掲げる書類を提出できること。

ア 定款、会則等

イ 登記簿謄本

ウ 印鑑証明書（直近1か月以内のもの）

エ 財務諸表（直前1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書）

- オ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納が無いことを証明するもの）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（入札参加資格に関すること）の規定に該当しないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
 - (3) 国税及び地方税の滞納がないこと（税の未納が無いことを証明するもの）。
 - (4) 以下のいずれかの認証を取得していること。
 - ① プライバシーマーク
 - ② ISO/IEC27001又はJISQ27001
 - (5) 過去5年（平成30年度から令和4年度の期間）において国、その他地方公共団体または民間企業等での同種業務または類似業務の実績（受託中のものを含む）があり、業務の遂行に必要な能力を有する人員を配置できること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員が、同法第2第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく団体及び構成員でないこと。
 - (8) 北上市営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

第4 現地見学会

本プロポーザルへ参加を希望する事業者を対象として、本委託業務の実施場所の見学会を開催する。なお、参加は任意とし参加の有無は審査に影響しない。

- (1) 日時・場所
令和6年2月3日（土）午前10時から午後4時まで
北上市役所本庁舎1階 生活環境部市民課
※ 1事業者2人まで、見学時間は30分以内とする。
※ 時間割当等の詳細は参加申込者に対し別途連絡する。
- (2) 参加申込
令和6年2月1日（木）正午までに、現地見学会申込書（様式第11号）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
電子メール shimin@city.kitakami.iwate.jp
- (3) 当日持参するもの
参加申込者であることが確認できる身分証（社員証等）
- (4) 注意点

- ① 当日は現地確認のみとし、質問には応じない。
- ② 写真撮影は可能とするが撮影は最小限にとどめ、個人情報等の市業務に関する情報が写らないよう注意すること。
- ③ 現地見学会申込書者に発熱等の症状がある場合は、参加者の変更を認めることとする。

第5 参加申込み

参加申込みを行う者は、次のとおり参加申込書類を提出すること。

(1) 申込期間

令和6年1月23日（火）から令和6年2月21日（水）まで（最終日午後5時必着）

提出方法は郵送又は持参とする。

※ 郵送する場合も、令和6年2月21日（水）午後5時までに必着のこと。

※ 郵送する場合は、封筒表面に「北上市市民課窓口業務委託プロポーザル参加申込書類在中」と明記すること。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

(3) 提出する参加申込書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 同種業務又は類似業務の実績リスト（様式第6号）

ウ 会社概要（任意様式）

エ 第3(1)アからオに規定する書類

（令和5・6年度北上市競争入札等参加資格者台帳に登録のない者）

オ 第3(3)を証する書類

カ 第3(4)を証する書類

キ 第3(5)の根拠書類（契約書又は仕様書の写し等）

(4) 提出部数

1部

(5) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書類により、第3を満たしているかについて審査し、その結果を令和6年2月28日（水）までに電子メールで通知する。

第6 企画提案

参加申込みを行った者は、次のとおり企画提案書類を提出すること。書類の提出をもって提案者とみなす。

(1) 提出期限

令和6年3月7日（木）午後5時（必着）

提出方法は郵送又は持参とする。

※ 郵送する場合も、令和6年3月7日（木）午後5時までに必着のこと。

※ 郵送する場合は、封筒表面に「北上市市民課窓口業務委託プロポーザル
企画提案書類在中」と明記すること。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

(3) 提出する企画提案書類

ア 企画提案書（様式第5号）

※添付書類

・企画提案書別紙（任意様式）

・業務スケジュール（任意様式）

・参考見積書及び積算内訳書（任意様式、各年度の費用と、人件費・消耗
品費・事務費等の詳細についても記載すること）

イ 業務の実施体制調書（様式第7号）

ウ 誓約書（様式第2号）

(4) 提出部数

正本1部、副本8部

(5) その他

ア 企画提案にかかる一切の費用は提案者の負担とする。

イ 提出後の企画提案書の訂正、追加および再提出は認めないものとする。
（プレゼンテーション当日のデモ画面の活用を除く）

ウ 提案資料の作成に当たっては、専門的知識を有しない者でも理解できる
ようわかりやすい表現に努めること。

エ 提出書類は返却しないものとする。

オ 1者につき1件の企画提案のみ受付する。

カ 企画提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式とし、代表者印を要する）
を提出すること。

第7 提案上限額

本業務の委託料については、金114,444千円（消費税及び地方消費税の額
を含む）を上限として、企画提案で参考見積書を提出すること。提案上限額を
超える提案を行った場合は、参加申込みを無効とする。

なお、実際の契約は、優先交渉権者の参考見積額を踏まえて、市と優先交渉権者との詳細協議により、市の予算の範囲内で契約金額を決定するものとする。

第8 企画提案に係る質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

企画提案に係る質問は、質問書（様式第3号）を期限までに提出のこと。

電話・来庁等口頭による質問は不可とする。

ア 提出期限 令和6年2月8日（木）午後5時（必着）

イ 提出先 北上市生活環境部市民課

ウ 提出方法 電子メール

エ 電子メールアドレス shimin@city.kitakami.iwate.jp

(2) 質問書への回答期限及び方法

令和6年2月16日（金）までに、市ホームページ上に掲載する。

第9 企画提案の審査等

本業務の審査は、企画提案書類及びプレゼンテーションの実施により、「北上市市民課窓口業務委託に係るプロポーザル選定委員会」が行い、提案者の中から優先交渉権者を決定する。

(1) 評価項目及び配点

別表のとおりとし、200点を満点とする。

なお、選定委員の評点の平均が最も高い者を優先交渉権者とする。また、平均が120点に満たない場合は、優先交渉権者の適格に満たないものとする（少数点以下は切り捨て）。

(2) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年3月12日（火）午後（時刻は出席者に別途通知する）。

イ 場所 北上地区合同庁舎（北上市芳町2番8号）大会議室

ウ 内容 プレゼンテーション及び質疑応答等

・出席者は最大3名までとする。

・出席者には総括責任者を原則含むものとし、プレゼンテーションは総括責任者が行うこと。

・プレゼンテーションの時間は、一提案者につき45分とする（企画提案書類の説明が30分以内、質疑応答が15分以内で行うこととする）。なお、準備及び撤去の時間は含まないが、あわせて5分以内で完了するよう努めること。

・スクリーン、プロジェクター、電源及び延長コード以外に必要な機材は提案者にて用意すること。

※プロジェクター：EPSON EB-1795F (VGA・HDMI ディスプレイケーブル付)

・提案の際は、デモ画面などの活用も可とする。

・Web会議形式でのプレゼンテーションも可とする（市として必ずしも求めるものではない）。ただし、通信機材や通信環境は提案者で用意することとし、機材設定担当者1名（プレゼンテーションの出席者には含めない）を第9(2)イの現地に派遣すること。Web会議形式でのプレゼンテーションを希望する場合は、令和6年3月6日（水）午後5時までに担当へメールで連絡のこと。

・応募者が1者の場合でも審査を実施し、審査会が定める基準に達している場合は、優先交渉権者として選定する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、総点数が120点（基準点）を上回り、もっとも評点が高いものを優先交渉権者とする。

(4) 審査結果

審査結果通知は、すべての提案者に郵送で通知する。また、市のホームページ上で、優先交渉権者についてはその名称及び点数を、それ以外の者は名称を伏せ点数のみを公開する。

なお、選定の経緯及び内容、また結果に対する異議は一切受け付けない。

第10 契約の締結

審査により選定された優先交渉権者と市は、企画提案内容について詳細協議を行い、その合意内容に基づいて予算の範囲内で速やかに随意契約により契約を締結する。

なお、契約締結前までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合や、市との詳細協議において双方が合意に至らない場合等、優先交渉権者との契約が締結できない場合は、次点となった事業者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

※詳細協議に係る費用等は優先交渉権者の負担とする。

第11 著作権の取扱い

提出された企画提案書類の著作権はそれぞれ提案者に帰属するものとする。

第12 公正なプロポーザルの実施の確保

目的に関わらず、本業務の企画提案の審査が終了する前に、本業務の企画提案に関連して他の申込者へ提案内容を提示する、他の申込者と接触する等公正なプロポーザルを阻害する行為を禁止する。

第13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 第3の応募要件に該当しないことが明らかになった場合
- (2) 第5(1)の期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (3) 第6(1)の期限までに提出書類を提出しなかった場合
- (4) 第9(2)に定めるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 第12で禁止する行為を行った場合
- (6) 提出書類、プレゼンテーションの内容その他について、虚偽・不正等があることが明らかになった場合
- (7) 本業務の参考見積書の金額が、業務に要する費用の提案上限額を超過した場合

第14 提出書類の提出先及び本件に関する問い合わせ先

北上市生活環境部市民課

担当者 市民係 菅原、藤原

〒024-8501 岩手県北上市芳町1番1号

電話番号 0197-72-8200（直通）

ファクス番号 0197-65-3791

電子メール shimin@city.kitakami.iwate.jp

第15 その他

- (1) 本プロポーザルの実施公告は、市のホームページに本要領を公開することにより行う。
- (2) 本要領に使用する用語は、本業務の業務仕様書の例による。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルのみに使用し、目的外に使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。